

特定非営利活動法人Mezamoriide

賛助会員規約

第1条(目的)

本規約は、特定非営利活動法人Mezamoriide(以下「当法人」という。)の賛助会員に関する事項を定めるものとします。

第2条(賛助会員)

賛助会員とは、当法人の理念および活動趣旨に賛同し、その活動を支援するために入会した個人または法人・団体をいいます。

第3条(入会)

1. 賛助会員への入会を希望する者は、当法人が定める方法により申し込みを行うものとします。
2. 理事会または理事長が適当と認めた場合、入会を承認します。
3. 次の各号に該当する場合は、入会を承認しないことがあります。
 - 当法人の理念・目的に反する場合
 - 法令または公序良俗に反する活動を行っている場合
 - 反社会的勢力との関係が認められる場合
 - その他、当法人が不適当と判断した場合

第4条(会費)

1. 賛助会員は、別途定める会費を納入するものとします。
2. 納入された会費は、理由の如何を問わず返還しません。
3. 会費は当法人の活動運営および事業推進のために活用します。

第5条(会員期間)

1. 会員期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとします。
2. 年度途中で入会した場合も、当該年度末までを会員期間とします。
3. 退会の申し出がない場合は、自動更新とします。

第6条(賛助会員の特典)

賛助会員は、次の特典を受けることができます。

1. 当法人が発行する活動報告の受領
2. イベントや研修等の優先案内
3. 賛助会員向け交流会への参加
4. 当法人ホームページ等での紹介(希望者のみ)
5. その他当法人が定める特典

第7条(退会)

1. 会員は、当法人へ退会の意思を届け出ることで退会できます。
2. 未納の会費等がある場合は、これを納付するものとします。

第8条(会員資格の喪失)

当法人は、会員が次のいずれかに該当した場合、理事会の決議により会員資格を取り消すことができます。

1. 本規約に違反した場合
2. 当法人の名誉または信用を著しく損なった場合
3. 法令または公序良俗に反する行為があった場合
4. 反社会的勢力との関係が判明した場合
5. 会費を1年以上滞納した場合
6. その他会員として不適当と認められた場合

第9条(個人情報の取扱い)

当法人は、会員から取得した個人情報を、当法人の事業運営および会員サービスの提供以外の目的には使用しません。

第10条(免責)

当法人は、天災、通信障害その他やむを得ない事情により発生した損害について責任を負いません。

第11条(規約の変更)

当法人は、必要に応じて本規約を変更することができます。変更した場合は、ホームページその他適切な方法により会員へ通知します。

第12条(附則)

本規約は、理事会の承認を経て、2026年7月1日より施行します。